

愛知労働局発表
令和5年11月10日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 下田 隆貴

主任地方労働基準監察監督官 堀口 健一

統括特別司法監督官 鈴木 基義

電話 052 - 972 - 0253

令和4年の愛知労働局における監督指導、 申告処理及び司法処分の状況について

愛知労働局（局長 ^{あべ}阿部 ^{みつる}充）は県内の14労働基準監督署（支署）が令和4年に実施した監督指導（1）の実施結果、申告処理（2）状況及び司法処分（3）状況を以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局においては、本年度も、各種情報から違法な長時間労働、賃金不払残業など労働基準関係法令の違反が疑われる事業場や労働災害の増加傾向が認められる業種の事業場などに対して適正に監督指導を実施し、是正を図ってまいります。また、解雇、賃金不払等の事案について、早期の解決を図るため、優先的に処理を行い、必要な指導を行うとともに、重大・悪質な事案については司法処分とします。

1 監督指導を実施した事業場数	6,288 事業場
うち、法令違反が認められたもの	3,974 事業場（63.2%）
主な違反の項目		
・労働時間・休日	1,281 件（20.4%）
・時間外労働等に係る割増賃金	823 件（13.1%）
・年次有給休暇	583 件（9.3%）
2 申告処理を行った件数	1,496 件
主な内訳		
・賃金不払	1,070 件（71.5%）
・労働条件明示等	198 件（13.2%）
・解雇	161 件（10.8%）
3 司法処分を行った件数	50 件
法令別内訳		
・労働基準法違反	25 件
・労働安全衛生法違反	25 件（詳細は次頁）

- (1) 監督指導とは、労働基準監督官が事業場に立ち入り、調査・指導を行うこと。
- (2) 申告処理とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場の労働基準関係法令違反の事実を申し立て（申告）これを契機に労働基準監督官が事業場に立ち入り又は事業主の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告するなどにより是正を図らせること。
- (3) 司法処分とは、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、重大・悪質な法令違反に対して、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検すること。

1 監督指導の実施結果について

業種別の状況

主な業種	監督指導実施件数	うち、違反事業場件数 (違反率)	主な違反内容	違反件数 (監督指導件数に対する割合)
全業種	6,288 件	3,974 件 (63.2%)	労働時間・休日	1,281 件 (20.4%)
商業	892 件	614 件 (68.8%)	安全基準	854 件 (13.6%)
製造業	1,871 件	1,258 件 (67.2%)	割増賃金	823 件 (13.1%)
保健衛生業	582 件	378 件 (64.9%)	年次有給休暇	583 件 (9.3%)
接客娯楽業	536 件	350 件 (65.3%)	健康診断	568 件 (9.0%)
建設業	1,329 件	690 件 (51.9%)	労働条件の明示	509 件 (8.1%)
運送業	237 件	162 件 (68.4%)		

(注1) 左表について、主な業種を挙げているため、全業種と合計数は一致しない。

(注2) 右表について、主な違反の内訳を記載したものであり、1つの事業場について複数の違反に及ぶことがある。

違反件数が多い主な違反内容

違反内容 < 典型的な事例 >	
労働時間・休日	違反件数：1,281 件 (監督指導実施件数に対する割合：20.4%) 時間外労働・休日労働に関する協定届 (36 協定届) を所轄の労働基準監督署に届け出ることなく、労働者に法定労働時間・休日日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。また、36 協定を届け出ているものの、協定した延長時間・休日日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。
安全基準	違反件数：854 件 (監督指導実施件数に対する割合：13.6%) 労働者の身体の一部が挟まれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないもの。また、高さが 2 m 以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すり、覆い等を設けていないもの。
割増賃金	違反件数：823 件 (監督指導実施件数に対する割合：13.1%) 時間外労働、深夜労働を行わせているのに、割増賃金 (通常の賃金の 2 割 5 分以上) を支払っていないもの。本来、算定基礎に含めるべき職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るもの。
年次有給休暇	違反件数：583 件 (監督指導実施件数に対する割合：9.3%) 年次有給休暇が 10 日以上付与される労働者について、基準日から 1 年以内の期間に、5 日以上有給休暇を取得させていないもの。
健康診断	違反件数：568 件 (監督指導実施件数に対する割合：9.0%) 常時使用する労働者に対して、1 年以内毎に 1 回、定期健康診断を実施していないもの。深夜業など特定業務従事者に対し、配置替えの際及び 6 月以内毎に 1 回、定期的に、健康診断を実施していないもの。
労働条件の明示	違反件数：509 件 (監督指導実施件数に対する割合：8.1%) 労働者を採用するとき、賃金、労働時間その他労働条件を書面 (労働条件通知書) で交付するなどの方法で明示していないもの。

2 申告処理の状況

業種別、申告事項別の状況

主な業種	申告処理件数
総件数	1,496 件（前年比+130 件）
商業	223 件（前年比+30 件）
製造業	150 件（前年比-7 件）
保健衛生業	183 件（前年比+47 件）
接客娯楽業	155 件（前年比 - 10 件）
建設業	184 件（前年比 - 5 件）
運送業	155 件（前年比+13 件）

主な申告事項	件数
賃金不払	1,070 件（前年比+128 件）
労働条件明示等	198 件（前年比-25 件）
解雇	161 件（前年比+8 件）
最低賃金	117 件（前年比+40 件）
労働時間等	29 件（前年比 - 1 件）
安全衛生	23 件（前年比 - 2 件）

（注1）左表について、主な業種を挙げているため、全業種と合計数は一致しない。

（注2）右表について、1件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、業種と主な申告事項の合計数は一致しない。また、申告事項の賃金不払には休業手当、割増賃金未払いを含む。

主な申告内容 < 典型的な事例 >

申告内容	
賃金不払 （一部不払い等を含む）	申告処理件数：1,070 件 （申告処理件数に対する割合：71.5%）
経営不振など事業主の都合により、定期賃金の全部または一部が支払われない。時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われない。休業を命じられたのに、休業手当（平均賃金の6割以上）が支払われない。	
労働条件明示等	申告処理件数：198 件（申告処理件数に対する割合：13.2%）
雇入れに際し、賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示されていない。常時10人以上の労働者を使用しているのに、所轄署に就業規則の作成・届出（変更届）がなく、周知もされていない。	
解雇	申告処理件数：161 件（申告処理件数に対する割合：10.8%）
30日以上前の予告または解雇予告手当（30日分以上の平均賃金）の支払いがなく、解雇された。	
最低賃金	申告処理件数：117 件（申告処理件数に対する割合：7.8%）
時間換算した賃金額が、適用を受ける最低賃金額を下回っている。	
労働時間等	申告処理件数：29 件（申告処理件数に対する割合：1.9%）
法定労働時間を超えて、また、36協定の限度を超えて、長時間にわたり時間外労働を行っている。または36協定なく時間外労働を行っている。	

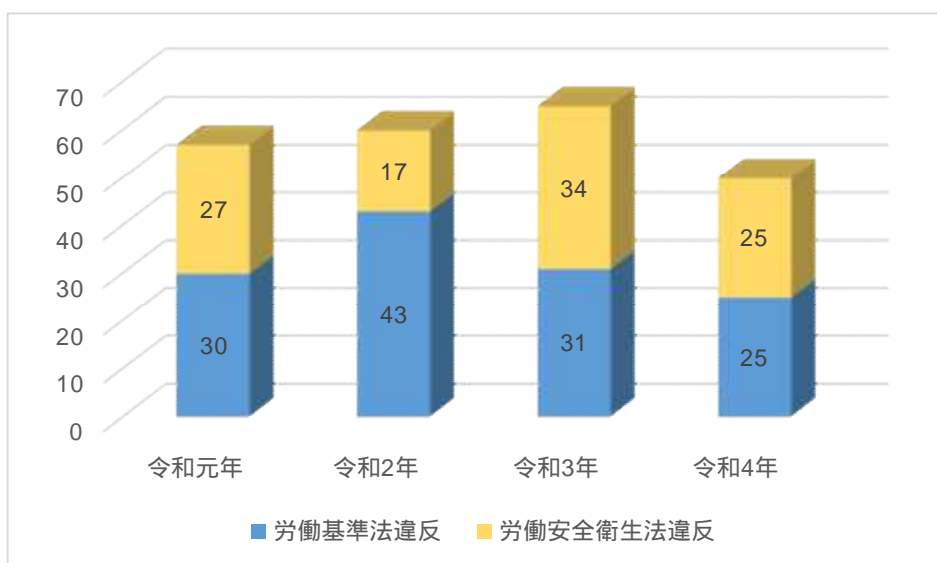
3 司法処分の状況

令和4年の司法処分件数は50件と前年（令和3年）と比較して15件減少した。労働基準法等違反事件と労働安全衛生法違反事件は、それぞれ25件ずつであった。

労働基準法等違反事件としては、依然として「定期賃金の不払」が14件（対前年比5件減少）と最も多く、次いで「労働時間・休日」が6件（対前年比3件増加）、「賃金不払残業」が1件（対前年比4件減少）の順となっている。

労働安全衛生法違反事件としては、「墜落等危険防止」が9件（対前年比3件増加）と最も多く、次いで、「機械等危険防止」は5件（対前年比8件減少）、「労災かくし」が4件（対前年比4件減少）の順となっている。

司法処分件数の推移



業種別・違反別件数

		業種							計
		製造	建設	運輸	貨物取扱	保健衛生	接客娯楽	その他	
労働基準法違反		8	4	3	0	2	1	7	25
(内訳)	定期賃金の不払(労基 24 条最賃 4 条)	3	4			1		6	14
	労働時間・休日	4		2					6
	その他	1				1	1	1	4
	賃金不払い残業			1					1
労働安全衛生法違反		9	13	2	1	0	0	0	25
(内訳)	墜落等危険防止	3	6						9
	機械等危険防止	4	0	1					5
	労災かくし	0	4						4
	作業主任者の選任等	1	1						2
	就業制限	1	0	1					2
	その他	0	2		1				3

年別推移（法令別）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	24	26	19	14
	賃金不払残業 (労働基準法第37条)		4	5	1
	労働時間・休日 労働基準法第32条・第35条・第40条)	5	9	3	6
	その他	1	4	4	4
	計	30	43	31	25
労働安全衛生法違反	機械等危険防止(労働安全衛生法第20条)	4	3	13	5
	労災かくし(労働安全衛生法第100条)	4	4	8	4
	墜落等危険防止(労働安全衛生法第21条・第31条)	8	3	6	9
	作業主任者の選任等(労働安全衛生法第14条)	1		3	2
	就業制限(労働安全衛生法第61条)	1	3	2	2
	その他	9	4	2	3
	計	27	17	34	25

令和4年の司法処分事例

< 労働基準法等違反事件 >

【事例1】

賃金不払に関する事例

自動車部品等加工業を営む事業場において、労働者3名に対する令和3年3月1日から7月31日までの計5か月分の賃金を、各所定支払日に支払わず、このことにより最低賃金法で定める愛知県最低賃金額（約45万円）以上の定期賃金を支払わなかったもの。

賃金不払いについては、労働基準法第24条と最低賃金法第4条の違反が成立するが、特別法である最低賃金法違反として送検した。

当時の愛知県最低賃金額は時間額927円である。

労働者3名に対する定期賃金不払総額は、約143万円である。

< 労働安全衛生法違反事件 >

【事例1】

墜落による死亡災害に関する事例

解体工事現場の5階で作業をおこなっていた下請け労働者が、解体ガラの投入口から地上まで約9.8メートル墜落し死亡した。当該解体ガラの投入口に手すりを設置する等の墜落防止措置を講じていなかったもの。

労働安全衛生法において、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり等を設けなければならないと規定されている。

【事例2】

労災かくしに関する事例

建設業を営む事業場において、労働者が建設工事現場で右足指を負傷し、休業2か月を要する傷害を負った労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの。

事業者は、労働者が労働災害その他就業中に負傷により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されている。

労災かくしとは、事業者が労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するものことである。